

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

A

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国際連合開発計画拠出金(日・UNDP パートナーシップ基金)
2 拠出先国際機関名	国際連合開発計画(UNDP)
3 拠出形態	<input type="checkbox"/> ノンイヤマーク <input checked="" type="checkbox"/> イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	214,769 千円 [日本への拠出率 100%(2019年度) 拠出額の順位 1位 <input checked="" type="checkbox"/> 本拠出金のみ <input type="checkbox"/> 他の拠出金も含む]
5 国際機関等の概要	<p>(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マニフェスト</p> <p>国連システムにおける技術協力活動の中核的資金供与機関として, 1965年の第20回国連総会決議 2029(XX)に基づき, 「国連特別基金」と「拡大技術援助計画」が統合して1966年1月1日に設立。加盟国は193か国・地域。途上国のニーズに即した支援を約170の国・地域で実施。</p> <p>(2) 主要な活動分野</p> <p> <input type="checkbox"/> 安全保障 <input type="checkbox"/> 軍縮不拡散・科学 <input type="checkbox"/> 国際経済・資源エネルギー <input checked="" type="checkbox"/> 司法 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・文化 <input checked="" type="checkbox"/> 開発・人道 <input checked="" type="checkbox"/> 保健 <input checked="" type="checkbox"/> 環境・気候変動 <input checked="" type="checkbox"/> 地域協力 <input type="checkbox"/> その他() </p>
6 拠出の用途及び目的	<p>日・UNDP パートナーシップ基金は, 日本とUNDPとの効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として, 平成15年(2003年)に従来の日本基金(人づくり基金, WID(Women in Development)基金, 及びICT(Information and Communication Technology)基金)を整理統合した基金として設立された。本拠出金によって, UNDPが有する高い専門的知見, 経験, グローバルなネットワークを活用し, 各国・地域において日本の二国間援助を補完し, 相乗効果を生み出す事業を支援することを目的とする。本基金は, 100%日本からの拠出によって賄われている日本基金。本件拠出金は, UNDPの主に日本人職員が形成・管理する事業, 日本が重視する分野における事業実施を支援するために充てられる予定。これにより, UNDPにおける日本人職員増強及び日本とUNDPのパートナーシップ強化を図り, ひいては国際開発分野における日本のビジビリティ向上を図る。</p>
7 担当課室	国際協力局 地球規模課題総括課

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
・2017年に, UNDPは, 2030アジェンダ及び持続可能な開発目標(SDGs)策定後, 初めてとなる戦略計画2018-2021を作成した際, SDGs達成に向けて同戦略文書に目標を盛り込んだ。同戦略計画は, (1)様々な形態の貧困

を撲滅し、(2)持続的開発に向けて構造的に変革し、(3)危機や損害に対するレジリエンス(強靱性)を構築することを目的として、以下6分野の取組に焦点を当てている。

(1)貧困からの人々の保護:生計向上, 社会的保護, 水へのアクセス, クリーン・エネルギー, 基礎的サービス, 包摂的な財政支援, (2)効果的で, 包括的かつ説明責任を充たすガバナンス:法の支配, 司法へのアクセス, ローカル・ガバナンス, 法的フレームワーク, 紛争や災害の根源に対応する予防的解決, (3)予防の強化と強靱な社会に向けた復旧:紛争予防, 平和構築, 災害リスク削減, 気候変動(適応と緩和), (4)持続可能な地球のための自然な解決策の促進:生物多様性とエコ・システムの保護(市場や政策の失敗への対応, 同観点を踏まえた金融・水・土地の権利などへの対応), (5)エネルギー格差の縮小:再生可能エネルギー, エネルギーの効率性向上, (6)ジェンダー平等の強化:差別的な法・政策・組織への対応, 女性の強靱性強化。

・UNDP は、上記分野において、SDGs の個別の目標達成への貢献のみならず、SDGs 全体の主流化を図るために SDGs と各国の開発計画や各種政策の統合に向けた支援の実施を目標としている。

・UNDP の活動は、特に SDG1(貧困), SDG10(不平等), SDG16(ガバナンス)に貢献している。更に、SDGs の全 17 の目標は、UNDP の戦略計画の重点分野に結びついているため、UNDP は個別の目標を超えて SDGs 達成のための包括的な支援のアプローチを取るユニークな機関として活動している。

・2019 年は、不平等の是正、気候変動への対応、開発の促進による移民流出の減少の三つの重点目標を定めて実施中。

1-2 1-1 に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)

・UNDP は、2018 年、上記の 4 か年の計画の初年度として、以下 1-3 のとおり、着実に計画の実施に取り組んだ。

・SDGs 実現に向けた各国での取組の主流化に関し、UNDP は下記の三つの具体的なイニシアティブを実施している。第一に、国連事務局と共同で、ボン(ドイツ)において毎年 SDGs アクションキャンペーン(2019 年 5 月に第 3 回を開催)を実施してきている。更に同キャンペーンの日本開催を視野に入れて 2019 年 7 月に国連大学にてコンサルテーション会議を実施予定。第二に、世界 60 か所の拠点における開発問題の顕在化及びその解決方法の提示、拠点間ネットワーク化を進める SDGs アクセラレーター・ラボの取組を開始し、2019 年 6 月から始動予定。第三に、2019 年 1 月、SDGs 達成に向けた資金ギャップに対応するため、企業の取組が SDGs の目標に与えるインパクトを評価し認証することによって、対象国(現時点でブラジル、インド、ナイジェリア、トルコなど 11 か国)への投資が SDGs に合致したものとなるよう誘導する事業「SDGs インパクト」を立ち上げた。

・2018 年 8 月、岡井 UNDP 危機局長とアブドゥエ UNDP 政策・プログラム支援局長が率いるグローバル・ポリシー・ネットワーク(各支援ニーズ分野に関して、UNDP 本部に加えて、各地域及び国事務所、更には外部専門家をつなぎ専門的知見を提供するためのネットワーク)が発足し、シュタイナー総裁の推し進めるアクセラレーター・ラボと連携しつつ、よりスピーディで効率的な開発・危機ニーズへの対応に取り組んでいる。

・UNDP は、国連持続可能な開発グループ(UNSDG, 国連で開発に携わる 32 機関で構成されており、持続的な開発を志向する各国に対して、より一貫性のある、効果的で効率的な支援を実現するための政策的枠組みで、SDGs の策定にも貢献。)の副議長として、SDGs の普及及び達成に向けた貢献をリードしてきている。

・この UNSDG の枠組みで策定された MAPS(Mainstreaming, Acceleration and Policy Support)の一環として、UNDP は、2018 年 1 月～10 月にかけて 97 か国における SDGs の主流化に向けて、SDG 推進アドバイザーを派遣するなどして、SDGs の主流化に向けた支援を実施した。

・上記 1-1 の UNDP4 か年戦略文書の作成に際しては、UNFPA, UNICEF 及び UN Women との間で、取組の調整を図るべく、同文書中に共通チャプターを設けるなどして、戦略の調和化を図った経緯があり、共通チャプターにおける実施目標の進捗管理を、各機関との合同により実施してきている。

1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果

戦略計画に基づき実施された UNDP の事業により、2018 年には、以下の進展がみられた。

(1)基本的ニーズを充足させるために、開発計画及び予算計画の策定を支援するとともに、気候変動に関するパリ協定などの国際的な目標と開発計画との間の調和化を支援することにより、各国レベルでの取組を促進させ

た。また、UNDP は、包括的な経済開発促進や基本的なサービス提供のための能力強化事業を実施した。その結果、12 か国において、2,060 万人が財政的支援によって裨益、HIV 対策支援により 140 万人が裨益。

(2)UNDP は、途上国における選挙委員会などの能力強化を実施し、各国の議会の能力強化を支援した他、各国において国際的に認められた人権を確保するための義務を充たすための組織や規則の整備を支援した。それらを通じて、24 か国における 320 万人が司法など法的サービスへのアクセスが改善、また、56 か国において選挙支援を実施、そのうち 19 か国では有権者登録支援を実施して、新たに 2,100 万人の有権者登録に繋がった。

(3)UNDP は、危機的な状況にある国々や難民受入国において、難民、国内避難民及び帰還民に対する基礎的なサービスの提供といった基礎的行政能力の強化事業を実施。また、暴力的過激主義対策(PVE)支援のため、戦略計画の策定や実施を支援。ハイチ、スーダン、シリア、イエメンなど危機的な状況にある国々において、約 400 万人の生計向上支援を実施、また、同様の 40 の国において法の支配や人権に資する支援を実施。

(4)UNDP は、気候変動に関するパリ協定に関して、140 か国に及ぶ途上国の目標の達成に向けた支援を実施し、特に、低炭素排出で気候変動に配慮した開発計画や政策を策定するための支援を実施。各種の気候変動対策を実施した結果、2,700 万人に裨益し、また、29 か国の合計 300 万ヘクタールに及ぶ森林保全や、13 か国の 600 万ヘクタールに及ぶ水陸の生物保護区支援を実施、2 億 5,600 万トンの炭素排出を削減。

(5)UNDP は、エネルギーの効率性向上やエネルギー源の転換に向けた改善策の提供を支援。また、UNDP は、110 か国における官民連携の促進を通じて、持続的なエネルギーへのアクセスを推進。それらの取組を通じ、サブサハラアフリカ地域を中心とした 11 か国における 37 万 2,000 世帯がクリーンで持続性のあるエネルギーへのアクセスを確保した。また、エネルギーアクセスのない難民や国内避難民への照明設備を中心としたエネルギーへのアクセスを強化、再生可能エネルギーの導入や、多様なエネルギー源の採用を推進した。

(6)UNDP は、73 か国において、女性の政治参加促進に資する事業を実施。また、それぞれの開発支援事業において、支援対象者として、女性を含む脆弱な人々に焦点を当てた支援を展開。その結果、400 万人以上に及ぶ基礎的サービス支援を実施し、1,720 万人の女性が有権者登録を行った。これらの事業のうち、早期復興事業における裨益者の 59%は女性であり、早期復興事業を実施したうちの 16 か国で、200 万人以上の女性が裨益する等の成果を挙げた。

・UNDP の取組の成果について、UNDP は、年次報告書の形で加盟国に配布するほか、ホームページや SNS、パンフレット、ニュースレターで広く一般に向けて発信している。特に、駐日代表事務所は、2018 年 1 月～12 月の間に、首都圏や地方の大学・高校・中学校や自治体、および企業等において、UNDP の取組や成果、SDGs や、TICAD に関連した取組、日本人職員増強に向けた国連でのキャリア説明等に関する 104 件の講演を行い、約 1 万 800 人を動員。UNDP の取組や成果を発表するとともに、SDGs の啓蒙に努めた。また、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などで 267 件の掲載を確保したほか、日本語ツイッターのフォロワーは前年比で 31%増加し、UNDP や SDGs の日本におけるビジビリティが上がった。

1-4 (イヤマーク拠出のみ)イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

・本基金による実施が 2019 年 1 月に承認されたアジア太平洋地域における「都市課題型解決プラットフォーム～都市と企業のマッチング」では、日本人職員が案件を形成・実施に貢献している。民間企業が開発課題に取り組むためのプラットフォームを作ることを目的としており、パイロットケースとしてパキスタン及びインドネシアが選定された。インドネシアでは防災案件で日本の東北大学や富士通との連携を進めている。

・本基金による実施が 2018 年 11 月に承認された「2030 アジェンダ実施プログラム:SDGs17 達成に向けた革新的資金調達とマルチステークホルダー・パートナーシップの推進」は、日本が開催する G20 の主要課題の一つである革新的資金調達に関する調査ペーパーを策定するものであり、この関連で、2019 年 3 月の G20 開発ワーキンググループにおいて、UNDP によって進捗報告が行われた。また、2019 年 4 月にニューヨークで行われた日本政府と UNDP の共催ワークショップ「持続可能な開発のための革新的資金調達:規模とインパクト」においては、ペドロ・コンセソン UNDP 人間開発報告書室長が基調講演を行う等、日本・UNDP の交流が活発になり、さらに、同分野における日本の SDGs の周知・実施促進を改めて関係者に知らしめることに貢献した。

・また、UNDP は、2019 年 7 月 30 日に日本の SDGs 推進に関するステークホルダー(関係省庁、地方自治体、民間企業)が参加する Japan SDG Action Consultation 会合の準備を進めている。これは、国連事務局と共同でボン

(ドイツ)において毎年開催されているSDGsアクションキャンペーン(2019年5月に第3回を開催)の日本開催を視野に入れ国連大学にてコンサルテーション会議を実施するもの。

・本基金による実施が2018年11月に承認されたケニアにおける「トヨタ・アカデミーとの連携によるケニアと難民の若者の能力向上」は、主にソマリア難民と難民のホストコミュニティから対象者を選定し、トヨタの自動車整備・修理の研修及び起業家支援講座等を実施するもので、現在 UNHCR との連携を図りながら、対象者を選定中。これは、TICAD プロセスにより進められている民間連携にも関連するものであり、かつ、アフリカでの初のトヨタ・アカデミーとの連携案件として、日本企業と UNDP の連携に関するビジビリティに貢献するものである。

・本評価対象期間中における本基金による支援案件には、「サブサハラ・アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)のための効率的予算配分能力強化」、「コンボにおける防災強靱化イニシアティブ」、「ガイアナの農業セクターにおける防災主流化プロジェクト」、「モルディブにおける防災リスク管理能力向上」及び「カリブ地域における復旧・復興計画と強靱性の強化」等があるが、これらは、それぞれ UHC, 防災, 女性, 農業といった、日本が重視している支援分野において、以下のような取組を実施している。このように、UNDP を通じて事業を実施することにより、二国間援助と比較し、日本の得意とする分野に UNDP の専門性が加わるとともに、そのネットワークを活用することにより、国際社会における日本のリーダーシップや日本の支援のビジビリティを確保することに大きく貢献している。

・UHC 案件: サブサハラ・アフリカの6か国における分野横断型資金配分の取組に基づく調査ペーパーが日本政府提出案件の成果として2019年5月のロンドン大学主催の調査コンソーシアムにて、学者、英国政府、国際機関(WHO, USAID)などの参加者に向けて発表された。引き続きSDGsファイナンス分野での活用が検討されている。

・コンボ案件: 地方の防災リスクアセスメントを通じた災害リスク管理強化がなされた。また、ジェンダーに配慮した地域住民の防災にかかる意識向上としてビデオが作成され、同国のTV局にて放映された。

・ガイアナ案件: FAO と連携し、農業において防災の概念を主流化し、政府機能強化、人材育成、農民意識向上等事業を実施し農業省職員55人に対する研修や、農民約250人に対する洪水や干ばつなど塩害に強い米の品種導入や干ばつに備えた飼料づくり等自然災害に対して強靱な農業手法を伝えた。

・カリブ地域案件: UNDP により災害後ニーズ・アセスメントに関するオンライン・トレーニングが開発され、2019年2月に使用が開始された。UNDP のイニシアティブにより、同オンライン・トレーニングの幅広い普及・活用に向け、世界銀行及びEUと協力の可能性について協議が進められている。

・モルディブ防災案件: UNDP モルディブ事務所の野田国連常駐調整官・UNDP 常駐代表(当時)の関与により、アジア太平洋地域における津波案件(後述)との連携として、津波案件の防災訓練の枠を超えたモルディブの防災関係ステークホルダー全体の参加を促し、小学校の訓練にとどまらないコミュニティによる応急処置・心理社会的応急処置などの要素を取り入れ、追加的な小学校及びコミュニティに対する防災意識改革を進めてきた。モルディブ国内初の防災プラットフォーム及び早期警報システム体制の構築が行われる等、国内外で注目の高い案件として成功裏に完了した。

・2017年6月より、本基金を活用し、アジア太平洋地域の津波の発生リスク高い諸国を対象とした津波避難計画の策定及び津波避難訓練事業を実施中。本事業は、日本が主導して2015年12月の国連総会において制定された「世界津波の日」(11月5日)に関し、津波防災啓蒙及び各国の防災能力強化や体制強化を実践的な観点から現場レベルの強化を支援しており、津波に脆弱な地域の子どもの含むコミュニティの住民が、津波に備え、自然災害が発生した時にどう行動すべきかを学ぶことを目的に実施している。2019年4月時点で、対象18か国のすべての国で、計115校(2018年4月より42校増)において避難訓練が実施され、約61,000人(昨年4月より24,000人増)が避難訓練に参加した。なお、参加者は、実際の避難訓練に参加するだけでなく、避難経路の決定、誘導や人数確認といった担当者の指名、けが人が発生した場合を想定した応急措置の準備等、計画段階から参画することで、いずれは支援がなくても自ら避難訓練を実施できるよう能力強化をしている。避難訓練には、現地日本大使館やJICA関係者も参加し、実施状況を確認するとともに日本のビジビリティを確保している。また、避難訓練の実施の成果と教訓をリージョナル・ガイドとして取りまとめ、関係諸国の政府関係者等に共有した。引き続き対象国内で自ら実施できるような避難訓練のスケールアップや制度化を目指し、また、特に大洋州地域にて津波のリスクや避難訓練のニーズの高いキリバス、ミクロネシア、パラオ、ツバルを加えた5か国を対象とする形で、2018年12月からはフェーズ2が開始された。各国での活動や成果は専用ウェブサイトにて日本語(<http://www.asia-pacific.undp.org/content/rbap/en/home/programmes-and-initiatives/SchoolTsunamiPreparedness/Japan/>)・英語(<http://www.asia-pacific.undp.org/content/rbap/en/home/programmes-and-initiatives/SchoolTsunamiPreparedness.html>)とも一般公開されている。

・本津波避難訓練は、対象国において昨年に引き続き大きな注目を集め、各国の主要メディア(TV,主要紙含む)にて紹介された。具体的には、タイの英字紙ネーション(The Nation)がインド洋大津波追悼の意を込め、2018年12

月 26 日に津波プロジェクトに関する記事を掲載した。その内容は、主にプロジェクトの概要・目的、避難訓練の様子、訓練の現状・課題、今後の展望など、参加者や関係者のコメントを加えたものであり、タイ国内の注目を集めた。また、日本政府が防災分野における国の取組を紹介するために制作したプロモーション動画は、総理官邸チャンネル(公式 YouTube)に 2019 年 3 月に投稿(https://www.youtube.com/watch?v=zM5V751_pcl)され、幅広く視聴されているが、これには本津波避難訓練事業も含まれている。

本基金により、2019 年 3 月には、日本人国連常駐調整官・UNDP 常駐代表他日本人職員が関与した UNDP の東日本大震災 8 周年追悼ビデオが作成され、避難訓練の意義・成果を現地関係者のインタビュー等も含めた形で YouTube 及びソーシャルメディアで広く公開された。また、2019 年 5 月には UNDP のウェブサイトのトップページにおいて Lessons for life: In the Asia Pacific region, drills prepare students for tsunamis と題する特集がなされ、同基金により実施されている案件が紹介(<https://feature.undp.org/lessons-for-life/>)された。避難訓練の様子が映像及び写真などで紹介されるとともに、日本政府の協力により 115 の学校と 6 万人の参加者を得て訓練が行われたと記載されるなど、同ウェブサイト及びソーシャルメディア・キャンペーンを通じて幅広く案件内容が周知された。(同ウェブサイトは仏語・スペイン語にあわせて日本語にも翻訳され駐日事務所ウェブサイトからも閲覧できる形になっている。)

・津波避難訓練事業の実施には、東北大学の災害統計グローバルセンター及び富士通が UNDP と協力している他、避難訓練実施国において JICA 事務所又は支所も関与して、日本の災害に関する技術や防災に関する知見を積極的に活用し、アジア太平洋州における津波防災の啓蒙及び能力向上に貢献している。特に、東北大学と富士通の協力により、津波避難訓練の準備段階において実施した現地調査(ハザードマップの策定等)及び実際の避難訓練から得た各種情報をデータベース化し、将来的にはオープンソースとしてアクセス可能なデータベースとして本事業の枠組を越えて対象地域の津波防災に役立てることを視野に入れている。

・2018 年 11 月 5 日、ニューヨークにおいて日本が、チリ、インドネシア、モルディブ、UNDP 及び UNISDR と共催して開催した 3 回目の「世界津波の日」イベントでは、岡井危機管理局長が参加し、日本政府が支援する同避難訓練案件の意義についてスピーチを行った。

評価基準 2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等

① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)

(1) 第 198 回国会河野外務大臣外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)

第四に、地球規模課題の解決への一層積極的な貢献をしていきます。気候変動問題は最も重要な課題の一つです。気候変動は、北極にまで影響を及ぼしており、環境変化のメカニズムの解明、その影響を理解することが重要です。また、我が国の知見や技術を活かし、パリ協定の着実な実施を始め、気候変動の影響にしっかり立ち向かいます。

このほか、海洋プラスチックごみ対策やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進にも取り組みます。G20 大阪サミットを見据え、これら諸課題に対しリーダーシップを発揮します。

イラク、シリアにおけるイスラム国の支配地域が大幅に縮小したものの、外国人テロ戦闘員が出身国や第三国へ帰還・移転したことにより、テロ及び暴力的過激主義の脅威もアジアも含めて世界中に拡散しています。関係各国とテロ対策に関する協力を強化し、穏健化の促進等に取り組めます。

(中略)

ODA に関しては、背伸びをせず、身の丈にあった、人間の安全保障を中心とする日本らしい ODA を目指します。

(中略)

今年は、横浜で第 7 回アフリカ開発会議(TICAD7)が開催されます。アフリカでは、選挙、議会、法律、司法、治安、徴税、入国管理など国家の制度に対する国民の信頼が低く、国家の公式な統治機構よりも民族や文化や宗教的な結びつきが重視されてしまう国がまだあります。それが温床となって、内戦や宗教的対立、テロが頻発し、開発が遅れます。アフリカにおける平和構築、特に国家の制度構築の取組に対し、積極的に手を差し伸べていきます。その一方、成長著しいアフリカは 21 世紀最後のフロンティアとも言われ、大きな潜在力を持っています。TICAD7 へ

向けて、官民の連携を通じた日・アフリカ間の貿易投資、アフリカの経済成長のための人材育成、質の高いインフラ整備の一層の促進を図る考えです。

今や世界的に難民、避難民の数は約 7,000 万人に達し、第 2 次世界大戦後最多となっています。気候変動の影響で台風や集中豪雨などの自然災害は激甚化することが予想されています。2030 年までに SDGs を達成するためには、毎年 2 兆 5000 億ドルの資金ギャップを克服しなければならないと言われていますが、我が国を始め、先進国の多くは厳しい財政制約に直面しています。そのため、革新的な資金調達メカニズムが必要です。グローバリゼーションから利益を得た者が、その利益の一部を人道支援のために国際機関に提供することが求められます。国際的な取組みの進展状況等を踏まえつつ、グローバリゼーションがもたらす利益の一部を活用し、それを地球規模課題の対策に充てる国際的な資金調達の方法は議論を深める価値のある一つのアイデアです。日本は、こうした議論の先頭に立ってまいります。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (平成 28 年 12 月 22 日、SDGs 推進本部にて決定)

我が国は、このような持続可能な経済・社会づくりに向けた先駆者、いわば課題解決先進国として、SDGs の自紙に向けた模範を国際社会に示すような実績を積み重ねてきている。今後の SDGs 実施の段階においても、世界のロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において、世界を誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革するための取組を進めていくことを目指す。

(3) SDGs アクションプラン 2019 (平成 30 年 12 月 2 日、SDGs 推進本部にて承認)

日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していく。

(3) 開発協力大綱 (平成 27 年 2 月 10 日閣議決定)

I(2) イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

(5) 国家安全保障戦略 (平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議・閣議決定)

II 1 我が国が掲げる理念

さらに、我が国は、人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与している。

III 1 (5) 「人間の安全保障」に関する課題

貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦、災害等による人道上の危機といった一国のみでは対処できない地球規模の問題が、個人の生存と尊厳を脅かす人間の安全保障上の重要かつ緊急な課題となっている。

IV 5 (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現

(略) 開発問題への対応はグローバルな安全保障環境の改善にも資するものであり、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一つの要素として、今後とも一層強化する必要がある。(略) さらに、「人間の安全保障」の実現について、これまで我が国のイニシアティブとして国際社会でも主導的な役割を果たしている。今後とも、国際社会におけるその理念の主流化を一層促す。

② 日本外交の関連重点分野

地球規模課題への対応 (持続可能な開発目標 (SDGs))

地球規模課題への対応 (アフリカにおける課題)

地球規模課題への対応 (開発協力大綱に基づく ODA の活用)

2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献

・UNDP は、上記の日本の外交政策の遂行に合致した活動を幅広く行っている。

・本基金は、UNDP の日本人職員の増強をその重要な目的の一つとして掲げており、本基金を活用した案件は、案件形成から実施において日本人職員が関与することを前提としている。2018 年中に承認もしくは実施中の案件には JPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)を始めとした日本人職員が関与しており、案件の実施が日本人職員の実績に直結している。

・本基金は日本の拠出のみで賄われており、日本と UNDP が共に作成したガイドラインに基づいて運営されている。基金の活用は、全て日本と UNDP の間で綿密な協議を経て決定されており、①日本の外交方針、開発協力大綱、国別開発協力方針、その他国際的に合意された政策との整合性、②二国間援助との重複がないこと、③二国間援助との相乗効果の可能性があること、④日本の知見の活用の可能性等の観点からも、日本政府が審査を行い、承認しており、日本の意見は十分反映されている。上述のとおり、2018 年に実施又は開始した案件の全てが SDGs 推進、国際保健と UHC、気候変動と防災、女性支援、人道と開発の連携、革新的資金調達等、日本が重視している分野における案件であり、かつ日本人職員が案件形成から実施まで関与する案件となっている。

・日本は、外交政策上の重要課題を遂行するために本基金を活用してきている。本基金を通じて実施している日本の外交政策上重要な取組は主に以下のとおり。

・アフリカの開発:2019 年に横浜で開催予定の第 7 回 TICAD 会合に向けて、アフリカにおける現地政府等の強いネットワークとプレゼンスを有する UNDP の協力は不可欠であり、UNDP と日本のパートナーシップの維持、強化は第 7 回 TICAD の成功のために必須である。本基金を使用して TICAD プロセスに資する案件を形成する他、1-4 のケニアにおけるトヨタ連携案件は、TICAD に向けた民間との連携や人道と開発の連携イニシアティブにおける成果が期待できるものである。

・気候変動と防災:

UNDP は国連開発機関の中でも日本の対外援助重点分野である防災分野の優位性が高い。1-4 にあるとおり、2017 年から 2018 年にかけて、本基金を使用し、モルディブ、ガイアナ、コンボを対象として、それぞれ防災関連支援を実施した。

日本が制定を主導した「世界津波の日」の普及に係る避難訓練事業(対象国:アジア太平洋地域 18 カ国)を日・UNDP パートナーシップ基金の活用により実施しており、2018 年 7 月、ウランバートルにて開催されたアジア防災閣僚級会合のサイドイベントにて、UNDP は UNDRR(国連防災機関)と連携し、本事業を紹介した。これにより、防災に関する日本の取組が諸外国に認知されるなど、着実な成果を生み出している。同事業で見られるように、世界各国で得られた産学官の知見を迅速かつ効果的に生かす広域アプローチや日本のレジリエンスに資する国際的なオーディエンスに対する広報は、二国間援助では困難であり、本基金を活用することで効率的に実現可能となっている。

・平和構築・ガバナンス:「国家安全保障戦略」や「開発協力大綱」において重点分野として位置づけられている民主化支援(普遍的価値の共有)や PKO の能力強化支援は、二国間援助機関と比しても UNDP の優位性が高い分野。特に法の支配分野では、2018 年 6 月に日本の法務省より UNDP ガバナンス部門に初めて出向者が派遣され、法務省、JICA の法整備支援や、SDGs の達成への取組を主要テーマとし、UNDP が参加する 2020 年の第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)に向けた日本政府と UNDP との連携が一層活発になっている。

・暴力的過激主義防止(PVE):テロ・過激主義は、国際社会において極めて重要な課題であり、日本としても、紛争・テロの根本原因である貧困や信頼できる制度の欠如の問題への対処を重視している。特に、地域・国・コミュニティレベルでの制度構築を通じた社会安定化を支援しており、困難な現場においては UNDP を通じた支援の実施は必要不可欠。

・日本の SDGs への貢献策に含まれる中東地域の社会安定化と包摂的成長、国際保健システム強化及び女性の活躍推進に関連し、UNDP は、シリア及びイラク等中東諸国における人道支援並びに雇用創出等の開発支援を行っている。

・広報面では「日本の顔の見えるアプローチ」を念頭に、日本国内では、日本支援の案件や日本人職員のメディア掲載やホームページ・SNS での発信を強化。2018 年 1 月-12 月に、岡井危機局長や野田モルディブ常駐代表のインタビューなど日本が支援している案件や日本人職員に関するメディア掲載 79 件を実現した他、日本人職員によるリレーエッセイなど 80 件のウェブ記事を掲載した。さらに、日本による国際的な防災取り組み(1-4 の防災事業)や日本人の国際貢献を紹介する日本政府の公共広告 2 本の制作に全面的に協力し、日本人職員が出演した。このように、日本と UNDP とのパートナーシップ強化という本基金の目的に資するための活動も行っている。

<p>・UNDP 駐日代表(日本人)は, SDGs 推進本部円卓会議構成員及び厚生労働省国際保健参与等に指名され, 日本政府による国内外における SDGs 主流化に貢献している。</p>
<p>2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保</p> <p>・日本は, UNDP の最高意思決定機関である執行理事会の議席(36 議席)を, 西欧及び他のドナーグループの一員としてローテーション(コア・ファンド拠出額等に基づき決定)により, 2007 年～2021 年のうち 3 年間(2009 年, 2014 年, 2019 年)を除いて, 最大の 12 会期にわたり確保している。</p>
<p>2-4 当該機関との間での要人往来, 政策対話等</p> <p>・2017 年 8 月, シュタイナー総裁が安倍総理大臣を表敬し, 人間の安全保障, SDGs の普及, TICAD 等について意見交換を行った。</p> <p>これを契機に, 以下のとおり, 総裁をはじめとする幹部の頻繁な訪日の機会を最大限に活用して, UNDP の活動への日本の重要外交課題の反映を推し進めている。</p> <p>・2018 年には, シュタイナー総裁が 11 月に訪日し, 鈴木政務官との意見交換を実施。人間の安全保障の考え方に基づく SDGs のさらなる国際社会への発信や, 2019 年に我が国が議長を務める G20 プロセスでの UNDP との連携を確認した。</p> <p>・2018 年 10 月に東京で開催された TICAD 閣僚級会合には, 共催者としてエジコンワ・アフリカ局長(兼総裁補, ASG)が参加し, 同会合の成果文書策定に貢献した。</p> <p>・2018 年 7 月, ワフバ・アラブ局長(兼総裁補, ASG)が訪日した際には, SDGs 達成に向けた日・UNDP 共通の優先課題を再確認すると共に, 日本の在外公館や JICA の活動が困難であるシリア, イラク, リビア等における日・UNDP パートナーシップに基づいた案件が形成・推進されるに至った。</p> <p>・2018 年 8 月, シュウ・アジア太平洋局長(兼総裁補, ASG)が訪日, その際の意見交換に基づき, 後日, ミクロネシア, マーシャル, パラオといった大洋州地域を含むアジアでの暴力的過激主義対策(PVE)案件や安定化支援の着実な実施につながった。</p> <p>・2018 年 10 月には, 事務次長補(ASG)級のモデル対外・アドボカシー局長が出席して, 日・UNDP 戦略対話を開催し, 日・UNDP 共同でのアクションプランを作成して, 我が国外交政策の優先課題推進と UNDP との連携強化に繋げるとともに, 以後の達成状況のフォローアップを行うことを確認。特に, ジャパン SDGs モデルの海外普及や, SDGs の時代における人間の安全保障の普及について意見交換を行い, その結果, SDGs アクションキャンペーンでの連携や人間の安全保障イベントの開催が実現した。</p> <p>・2018 年 11 月, 岡井危機局長(兼総裁補, ASG)が訪日した際には, 阿部副大臣表敬を実施し, 防災における UNDP の取組や, 人道と開発の連携支援の強化に向けて協議を行った。</p>
<p>2-5 日本企業, 日本の NGO・NPO, 地方自治体, 大学等との関わり</p> <p>・UNDP は, 中東及びアフリカ地域やインドネシア等のアジア諸国において, 暴力的過激主義グループへの若者の流入を防止するため, 社会・経済的背景の分析, 現地 NGO・大学・Facebook 等影響力のある企業との連携に基づいた若者の啓蒙, 若者への職の創出等の活動を行っている。具体的には, 多くの難民を受け入れているケニアのダダーブ・キャンプ及び周辺地域には 28 の自動車整備工場があり, 約 200 台の車両, バイク, バス, 貨物自動車のメンテナンス・ニーズがあるため, 自動車関連技術者に対する需要が高いものの, 自動車関連の技術者が圧倒的に不足している。そのため, 若者の労働市場へのアクセスを促進して雇用に繋げ, もって地域の安定化を図ることを目的とし, 本基金にて, ケニア人及びケニア国内に在留する難民の主に若年層を対象に, トヨタ・アカデミーと連携し, 自動車関連技術に関する能力向上事業を実施している。</p> <p>・本邦の民間企業の参加促進の観点から, 2018 年 7 月には UNDP アジア大洋州局が JETRO との覚書(MOU)を締結した。同 MOU の目的は, 両者が協力し, アジア太平洋地域の各都市と日本の民間企業等を結びつけることにより, 同地域の都市が抱えるエネルギーや環境問題等諸課題を克服し, SDGs 達成に貢献することであり, これは, 日・UNDP パートナーシップ基金の主目的である日本と UNDP との連携強化の延長線上にある成果である</p> <p>上記 1-4 の防災事業における東北大学災害科学国際研究所及び富士通との連携のほか, コア・ファンドの評価シートに挙げられているとおり, SDGs 普及をふくめた多くの分野において, 日本企業等, NGO, 大学等と連携を実施している。</p>

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018年9月公表(2017年度分)	通貨	米ドル
予算額	723,312,000	決算額	695,296,000
予算額・決算額の差	28,016,000	予算額に占めるその差の割合	4%
65%以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	2019年4月受領(2018年度分)	通貨	米ドル
報告がない場合、その理由	—		
予算額	1,952,445	決算額	1,906,543.17
予算額・決算額の差	45,901.83	予算額に占めるその差の割合	2%
65%以上の場合、その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017年度	報告年月	2018年7月公表
実施主体	国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA) UNDPは、国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)により毎年財務状況を含めた外部評価を受けており、2017年度の監査結果は2018年7月に総会に送付され、その後、公表。		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)		有	
(2)内部監査			
対象年度	2018年度	報告年月	2019年3月公表
実施主体	UNDP 監査室(Office of Audit and Investigations: OAI)		
対象事項	UNDPの監査室(Office of Audit and Investigations: OAI)が、UNDP本部の各部署及び在外事務所レベルの監査を実施している。毎年3月に、前年度(1月~12月)に実施された各内部監査の実施報告書が対外的に公表され、2018年は109件の監査が実施された。		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果			
【予算関連】			
<ul style="list-style-type: none"> ・2018年、UNDPは、対前年度比で、組織マネジメント費用を約3%以上(2千200万ドル)削減、また、本部オフィスの賃借料を約367万ドル削減するなどして経費削減に努めている。 ・上記BOA報告では、UNDPは、拠出金収入予測と見通しの変動の適切性をレビューするための資産負債マネジメントを調査すべきとの勧告を含め、12の勧告を受けた。 			
【その他】			
・UNDPは、2018年現在、BOAより13年連続で、無限定適正意見(Unqualified Opinion)を取得。			

・上記 BOA 報告では、前年度(2016 年度)の勧告であって、2016 年 12 月まで未処理の 42 のうち、60%にあたる 25 件が実施され、40%に当たる 17 の案件が実施中であり、実施に対する UNDP の努力を認識するとともに、引き続き努力が必要である旨記載されている。

・上記内部監査では、109 の報告が行われ、全体的な評価を付していない 62 件を除く 47 の報告のうち、11(23%)が「満足」の評価、21(45%)が「部分的に満足、一部改善が必要」の評価、3(6%)が「満足のいくものではない、改善が必要」の評価を得ている。リスク・マネジメント及び管理の分野において、同監査の対象となった事業ユニット又はプロジェクトのうち多くが適切に立ち上げられ、機能しているが、一部改善が必要とされている。

・戦略計画 2018-2021 の実施において、積極的な組織改革を实践。この改革は、組織のスリム化、効率化、現場の体制強化により事業の迅速化、質の向上等を図るもの。2018 年 UNDP 総裁年次報告によれば、その取組の一つとしてより効率的な業務実施に向けて 2018 年、人事戦略をレビューした結果として、スタッフ 1 名当たり、平均 33 日分の年間業務量の削減に繋がった。

・本基金は日本基金であるため、UNDP 本部のジャパン・ユニットが運営・管理を行っており、UNDP 内のシステムデータを定期的に抽出し、同ユニットの収支記録(管理簿)と連動させる形で確認を行いながら管理を進めている。また、各年の収支報告は、毎年 4 月及び 8 月を目途に外務本省に提出される。2018 年の収支報告は、2019 年 4 月 11 日に外務省に届いた。同報告書には 2018 年中の基金への収入(日本拠出、前年からの繰越、未使用金の基金への差戻し)、支出(2018 年中に採択された案件の予算)及び 2018 年末時点の残高(2019 年へ繰越)が明記されており、適切な基金管理が行われていることを確認した。また、同ユニットが作成する収支報告書と UNDP の事務報告書(CFR)の数値に齟齬がないよう、2016 年 8 月以降は双方を突合して入念に確認をすることで、基金管理の透明性と確実性を向上させる取組を開始し、2018 年も継続してパートナーシップ基金の財政状況の堅実な管理を行っている。

評価基準 4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数 (原則、各年 12 月末時点、専門職以上。)								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
	2018	2018 内、幹部		2017	2016	2015	平均値	
2501	60	8	2.4	56	60	62	59.3	0.7
<input checked="" type="checkbox"/>	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		1 名	備考	全職員数は JPO を含んだ数値			
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
岡井朝子総裁補兼危機局長(ASG)(2018 年 8 月着任)								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
・UNDP は、具体的に試験選考のための履歴書の書き方や UNDP 職員に期待される実務の実態等についても、本部人事担当者や JPO 出身者によるセミナー・ワークショップを日本国内で毎年実施しており、2018 年には 4 回実施され約 50 人が参加した。								
4-4 その他特記事項								
・コア予算の 4 期連続での減少(2017 年まで)に伴い、UNDP は断続的に組織体制の見直しを進めた結果、ポスト数が削減されてきている(2018 年 12 月には、2537 ポストから 2501 ポストに削減)。								
・Japan Innovation Network の西口尚宏氏が 2018 年 1 月より、個人の資格で、UNDP 総裁直属のイノベーション担当上級顧問を務めている。								
・JPO は 25 名(2019 年 5 月現在)。2018 年から 2019 年にかけて、ヨルダン、インドネシア、中央アフリカにおいて、JPO を(一時的な任用(TA)や任期付き採用(FTA)などの形で)正規採用した。								
・UNDP では、各国における常駐代表(RR)を新たに任命する必要が生じた結果、野田章子在モルディブ国連常駐調整官が UNDP インド常駐代表(RR)に任命された。この他に新たに 4 名の RR が任命される等、UNDP 国事務所								

所長の邦人増強が進んでいる(参考:マラウイ常駐代表,クウェート常駐代表,モルディブ常駐代表,ブータン常駐代表)。